

伊豆市告示第143号

伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要綱を次のとおり定める。

平成27年8月3日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定するに当たり、市民をはじめ、各分野における専門的な意見及び幅広い視野からの意見を求めるため、伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生に関する「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生に関する「人口ビジョン」及び「総合戦略」に基づく施策の推進に関すること。

(委員)

第3条 検討会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各分野における専門知識を有する者
- (2) 市民
- (3) 産業団体関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 金融機関関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集する。ただし、新たに任命された委員による最初の検討会議については、市長がこれを招集する。

2 会長は、委員会の運営上、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

3 検討会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、総合政策部総合戦略課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、検討会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。